

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年10月24日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03(5774)2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 長岡 信一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 (本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 159,600,000円
	(注) 1. 本募集は、平成23年9月16日開催の臨時株主総会及び平成24年8月6日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 募集金額は、新株予約権をストックオプションとしての目的で発行することから無償といたします。また本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、平成24年8月6日時点の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	6,000個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年8月6日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社フィスコ 管理部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成24年8月7日(火)
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権証券は、平成23年9月16日開催の当社臨時株主総会決議及び平成24年8月6日開催の取締役会決議に基づき発行されるものであります。

## 2 申込みの方法

申込方法は、所定の申込書を申込期間内に申込取扱場所で申込みをすることとします。

## 3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して行うものであります。

## 4 本新株予約権の割当ての対象となる者の内訳は以下のとおりであります。

区分	割当て対象者人数	割当て新株予約権個数
当社の取締役	1人	600個
当社の従業員	2人	2,670個
当社子会社の取締役	2人	2,730個
合計	5人	6,000個

(注) 当社子会社の取締役には、当社が当該子会社の株式を100%保有していない子会社の取締役(1名、1,365個)が含まれております。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(第3回新株予約権) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株 本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。 調整後付与株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率 さらに、上記のほか、割当日以降、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値と割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ 上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金159,600,000円 発行価額の総額は、平成24年7月の各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.05を乗じた金額を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込み額です。 ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株あたりの発行価格は、行使価額と同額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年8月7日から平成31年8月6日まで

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社フィスコ 管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行大塚支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権者のうち、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員は、本新株予約権行使時においても当社又は当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。</p> <p>2 本新株予約権者のうち、業務提携先の役職員は、当該新株予約権行使時においても当社の業務提携先の役職員の地位にあることを要する。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合には当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 新株予約権行使請求

新株予約権を行使するときは、新株予約権行使書を当社に提出し、行使価額に行使に係る本新株予約権の付与株式数を乗じた金額の全額を当社が指定する金融機関に振込まなくてはならない。

前項の方法に権利行使を行う場合には、当社所定の方法により証券会社に本人名義の株式保護預かり口座を開設する。

当社は、前各号の内容の確認を行った後、前項によって開設した証券会社の本人名義の口座へ株式を振り替えることにより交付する。

## 2. 新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、前項に従い新株予約権行使書が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の払込金額全額に相当する金銭が払込取扱場所に振り込まれた時に生じる。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円） （注）1	発行諸費用の概算額（円） （注）2	差引手取概算額（円）
159,600,000	300,000	159,300,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。なお、払込金額の総額は、平成24年8月6日現在の見込額を記載しております。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を償却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び手取概算額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

今回募集する新株予約権は、当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブとして、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであり、資金調達を主たる目的とはしておりません。

また、資金の払込は、新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点でその金額及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従いまして、手取金は、運転資金に充当する予定ではありますが、具体的な金額については、払込がなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期事業年度）及び四半期報告書（第19期事業年度第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降（平成24年3月29日提出）、平成24年8月6日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、平成24年8月6日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期事業年度）提出日以降（平成24年3月29日提出）、平成24年8月6日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長及び近畿財務局長に提出しております。

その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

・平成24年3月30日提出の臨時報告書（関東財務局長に提出）

#### 1 提出理由

平成24年3月28日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

狩野仁志、伊藤正雄、中村孝也、長岡信一郎、後藤克彦を取締役に選任する。

なお、後藤克彦は社外取締役である。

第3号議案 監査役1名選任の件

松崎祐之を監査役に選任する。

なお、松崎祐之は社外監査役である。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	48,086	64	0	(注)1	可決(93.16%)
第2号議案					
狩野 仁志	48,078	72	0	(注)2	可決(93.15%)
伊藤 正雄	48,096	54	0		可決(93.18%)
中村 孝也	48,086	64	0		可決(93.16%)
長岡 信一郎	48,082	68	0		可決(93.15%)
後藤 克彦	48,181	69	0		可決(93.16%)
第3号議案					
松崎 祐之	48,073	77	0	(注)2	可決(93.14%)

(注)1. 議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権数の3分の2以上の賛成によります。

2. 議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権数の過半数の賛成によります。

3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本定時株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席のすべての株主分)に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使書面及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

. 平成24年7月17日提出の臨時報告書(近畿財務局長に提出)

## 1 提出理由

当社に特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 株式会社ネットインデックス  
住所 岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 秋山 司  
資本金 1,586,369千円  
事業の内容 PHS、携帯等モバイル通信機器の開発及び販売等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	(異動前)	(異動後)
当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	- 個	47,401個
当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合	- %	53.59%



## (3) 当該異動の理由及び年月日

## 異動理由

平成24年6月14日開催の取締役会において、当社を割当先とする株式会社ネットインデックス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権を引き受けることを決議しております。

平成24年7月17日開催の取締役会において、同社の転換社債型新株予約権付社債を株式に転換すること及び新株予約権を行使することを決議し、当社の所有する株式会社ネットインデックスの株式数が47,401株となり、同社の議決権所有割合が53.59%となりました。

これにより、当社は同社グループを連結の範囲に含めるとともに、同社の資本金の額が当社の資本金の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することになりました。

## 異動年月日

平成24年7月17日

## 平成24年7月17日提出の臨時報告書（近畿財務局長に提出）

## 1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該事象の発生日

平成24年7月17日

## (2) 当該事象の内容

平成24年3月26日に当社の連結子会社である株式会社フィスコ・キャピタル及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社が、株式会社インデックスが株式会社ネットインデックス（以下「ネット社」といいます。）に対して有する貸付債権を譲り受ける契約を締結し、平成24年5月21日には株式会社フィスコ・キャピタル及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社が保有するネット社に対する全貸付債権を当社が譲り受けております。

さらに、平成24年6月18日に同社の発行する転換社債型新株予約権付社債を引き受けておりましたが、平成24年7月4日に、当社が保有するネット社に対する貸付債権等を振り替えて、同転換社債型新株予約権付社債の払込を完了いたしました。本日、同転換社債型新株予約権付社債に付随する新株予約権を行使したことにより、当社グループが株式会社インデックスから譲り受けたネット社に対する貸付債権の譲受額と新株予約権を行使したことによる株式の発行価額の差額を、平成24年12月期第3四半期決算（連結及び個別）におきまして、営業外収益として約5百万円、特別利益として約1億円をそれぞれ計上する予定です。

## (3) 当該事象の損益に与える影響

平成24年12月期第3四半期決算（連結及び個別）において、上記の営業外収益及び特別利益を計上する予定です。

## 3 最近の業績の概要

第19期第2四半期連結会計期間（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）及び第19期第2四半期連結累計期間（自平成24年1月1日至平成24年6月30日）の四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	926,656	160,222
売掛金	117,673	122,790
前渡金	120,513	251,671
買取債権	-	398,192
その他	63,041	61,128
貸倒引当金	281	253
流動資産合計	1,227,603	993,752
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,396	11,396
減価償却累計額	2,481	4,280
建物及び構築物（純額）	8,914	7,116
工具、器具及び備品	75,412	103,280
減価償却累計額	57,969	58,823
減損損失累計額	3,589	3,589
工具、器具及び備品（純額）	13,853	40,867
その他	958	8,258
減価償却累計額	319	1,587
その他（純額）	639	6,671
有形固定資産合計	23,407	54,655
無形固定資産		
ソフトウェア	18,968	12,482
のれん	269,572	304,614
その他	4,664	4,664
無形固定資産合計	293,205	321,761
投資その他の資産		
投資有価証券	213,834	779,844
差入保証金	92,830	99,356
保険積立金	16,308	16,308
その他	28,131	29,529
貸倒引当金	17,653	17,653
投資その他の資産合計	333,450	907,384
固定資産合計	650,063	1,283,801
繰延資産		
株式交付費	2,274	1,299
繰延資産合計	2,274	1,299
資産合計	1,879,941	2,278,853

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,186	9,692
短期借入金	13,044	130,524
前受金	190,787	349,148
未払法人税等	6,985	5,394
資産除去債務	3,000	3,000
その他	62,505	79,935
流動負債合計	286,508	577,695
固定負債		
長期借入金	86,298	82,296
長期預り金	15,470	15,070
固定負債合計	101,768	97,366
負債合計	388,276	675,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,195,529	1,195,529
資本剰余金	850,238	850,238
利益剰余金	489,372	430,869
自己株式	136,373	144,391
株主資本合計	1,420,022	1,470,507
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	190	29
為替換算調整勘定	14,319	5,201
その他の包括利益累計額合計	14,129	5,230
新株予約権	10,925	16,924
少数株主持分	74,846	121,590
純資産合計	1,491,664	1,603,791
負債純資産合計	1,879,941	2,278,853

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
売上高	376,663	1,209,712
売上原価	109,463	737,335
売上総利益	267,200	472,377
販売費及び一般管理費	1 252,335	1 435,127
営業利益	14,865	37,249
営業外収益		
受取利息	226	17,199
為替差益	-	1,769
持分法による投資利益	10,097	-
貸倒引当金戻入額	-	938
その他	1,260	1,674
営業外収益合計	11,584	21,582
営業外費用		
支払利息	984	668
株式交付費償却	974	974
為替差損	13,398	-
支払保証料	153	-
その他	925	388
営業外費用合計	16,436	2,031
経常利益	10,013	56,800
特別利益		
投資有価証券売却益	-	2,123
組合持分譲渡益	68,329	-
新株予約権戻入益	-	263
その他	160	-
特別利益合計	68,490	2,387
特別損失		
固定資産売却損	-	977
固定資産除却損	-	310
関係会社株式売却損	1,141	1,302
貸倒引当金繰入額	2,000	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,371	-
特別損失合計	14,513	2,590
税金等調整前四半期純利益	63,990	56,597
法人税、住民税及び事業税	1,145	1,483
法人税等合計	1,145	1,483
少数株主損益調整前四半期純利益	62,845	55,114
少数株主損失( )	-	3,388
四半期純利益	62,845	58,503

( 四半期連結包括利益計算書 )  
( 第 2 四半期連結累計期間 )

( 単位 : 千円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日 )	当第 2 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日 )
少数株主損益調整前四半期純利益	62,845	55,114
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,515	206
為替換算調整勘定	3,971	9,118
その他の包括利益合計	5,487	8,912
四半期包括利益	68,332	64,027
( 内訳 )		
親会社株主に係る四半期包括利益	68,332	67,402
少数株主に係る四半期包括利益	-	3,375

## (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	63,990	56,597
減価償却費	15,054	13,648
のれん償却額	-	15,077
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,907	28
受取利息及び受取配当金	226	17,199
支払利息	984	668
為替差損益(は益)	13,398	1,769
投資有価証券売却損益(は益)	-	821
関係会社株式売却損益(は益)	1,141	-
組合持分譲渡損益(は益)	68,329	-
株式交付費償却	974	974
持分法による投資損益(は益)	10,097	-
長期前払費用償却額	423	1,847
有形固定資産除却損	-	310
有形固定資産売却損益(は益)	-	977
売上債権の増減額(は増加)	4,979	5,117
前受金の増減額(は減少)	-	158,360
前渡金の増減額(は増加)	-	131,157
その他の流動資産の増減額(は増加)	9,257	8,196
仕入債務の増減額(は減少)	898	493
その他の流動負債の増減額(は減少)	2,647	14,753
未払消費税等の増減額(は減少)	3,299	-
未払法人税等の増減額(は減少)	637	3,347
株式報酬費用	4,728	6,262
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	11,371	-
その他	0	2,349
小計	31,435	126,786
利息及び配当金の受取額	226	1,433
利息の支払額	599	995
法人税等の支払額	1,121	6,431
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,941	120,792

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,021	39,206
有形固定資産の売却による収入	-	8
無形固定資産の取得による支出	-	500
投資有価証券の取得による支出	249,255	930,000
投資有価証券の売却による収入	18,702	364,603
差入保証金の差入による支出	-	6,526
組合持分の売却による収入	123,691	-
投融資による支出	-	1,165,305
投融資の回収による収入	-	777,445
貸付けによる支出	-	2,765
貸付金の回収による収入	-	105
その他	-	1,433
投資活動によるキャッシュ・フロー	108,882	1,003,574
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	220,000
短期借入金の返済による支出	15,504	102,520
長期借入金の返済による支出	-	4,002
自己株式の取得による支出	87,576	8,018
財務活動によるキャッシュ・フロー	103,080	105,459
現金及び現金同等物に係る換算差額	12,923	10,887
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	194,945	766,433
現金及び現金同等物の期首残高	1,064,177	926,656
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,259,122	1,693,089

## (4) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## (5) セグメント情報等

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	情報サー ビス事業	コンサル ティング事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	366,643	9,642	376,285	378	376,663	-	376,663
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	4,417	4,417	-	4,417	4,417	-
計	366,643	14,059	380,702	378	381,080	4,417	376,663
セグメント利益	122,677	11,621	134,298	378	134,676	119,810	14,865

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント(教育事業関連)であります。

2. セグメント利益の調整額 119,810千円には、セグメント間取引消去 4,417千円及び各セグメントに帰属していない全社費用 115,393千円であります。全社費用は、当社の管理部及びシステム開発部に係る費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	情報サー ビス事業	コンサル ティング 事業	インター ネット旅 行事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	377,595	61,540	770,289	1,209,425	287	1,209,712	-	1,209,712
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	20,133	23,116	43,249	-	43,249	43,249	-
計	377,595	81,673	793,406	1,252,675	287	1,252,962	43,249	1,209,712
セグメント利益	150,725	46,719	88,684	286,128	287	286,416	249,166	37,249

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント(教育事業関連)であります。

2. セグメント利益の調整額 249,166千円には、セグメント間取引消去 39,082千円及び各セグメントに帰属していない全社費用 210,083千円あります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度末より、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社及び同社の子会社3社を連結の範囲に含めたことにより「インターネット旅行事業」を報告セグメントに追加しております。



## (6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

## (7) 重要な後発事象

当第2四半期連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(株式会社ネットインデックスの第三者割当増資引受による株式取得及び子会社化)

当社は、平成24年6月18日に株式会社ネットインデックスの発行する第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第10回新株予約権を引き受け、平成24年7月17日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ネットインデックスの第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換(540,000千円)及び第10回新株予約権の行使(575,597千円)を実行し、同社の議決権比率53.59%を所有することとなりました。その結果、株式会社ネットインデックスは当社の連結子会社(特定子会社)となりました。

## (自己株式の取得)

当社は、平成24年7月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

## 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするためであります。

## 2. 取得の内容

取得する株式の種類 当社普通株式

取得する株式の総数 3,000株を上限とする。

発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 4.3%

取得する価額の総額 1億円を上限とする。

取得期間 平成24年7月17日から平成24年12月21日まで

## (新株予約権の発行)

当社は、平成24年8月6日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権の発行を決議いたしました。

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式6,000株

本新株予約権の目的である株式の数は1株とする。

## (2) 付与対象者の区分及び人数

当社取締役1名、当社従業員2名、連結子会社の取締役2名

## (3) 新株予約権の行使時の払込金額

26,600円

## (4) 新株予約権の割当日

平成24年8月7日

## (5) 新株予約権の行使期間

平成26年8月7日から平成31年8月6日まで

## (6) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第1四半期)	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月14日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月10日

株式会社フィスコ  
取締役会 御中

## 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 博行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 3月18日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯島 征則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年1月5日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年1月14日開催の取締役会において、福建中金在線網絡股?有限公司を実質保有するCNFOL.COM Limitedの株式に関して、子会社FISCO (BVI) Ltd.を構成員とするFISCO (BVI) Limited Partnershipを組成し取得することを決議し、平成23年1月28日に取得した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において新株予約権を発行することを決議し、平成23年2月15日に付与した。
4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、子会社FISCO (BVI) Ltd.が組成したFISCO (BVI) Limited Partnershipの持分の一部を譲渡した。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィスコの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フィスコが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月27日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

## 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯島 征則 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年1月5日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年3月26日開催の取締役会において連結子会社の株式会社フィスコ・キャピタル及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社が、株式会社インデックスの有する貸付債権を譲り受ける契約を締結することを承認することを決議し、債権譲渡契約を締結した。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィスコの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社フィスコが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 3月18日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯島 征則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年1月5日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年1月14日開催の取締役会において、福建中金在線網絡股?有限公司を実質保有するCNFOL.COM Limitedの株式に関して、子会社FISCO (BVI) Ltd.を構成員とするFISCO (BVI) Limited Partnershipを組成し取得することを決議し、平成23年1月28日に取得した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において新株予約権を発行することを決議し、平成23年2月15日に付与した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 3月27日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 飯島 征則 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成24年1月5日開催の取締役会において自己株式の取得を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。